

第Ⅲ章

体育・スポーツ活動中の 事故防止と安全管理

第1節 学校教育場面における

体育・スポーツ事故の防止と安全管理

昭和45年文部省体育局長通達「児童・生徒の体育活動による事故防止について」には、「日常、運動を行う場合においても、児童生徒が自己の健康状態や体力の現状を知り、それに応じて運動を実施することができるよう指導の徹底をはかること」とあげられ、「体育活動に使用する器械器具について」も「あらかじめ安全点検を十分に行うこと」と示されている。しかし、年々の体育・スポーツ活動での事故災害は増加しているのが現状であり、このことに対する安全管理は徹底しなければならない。そのためには教育現場で具体的にどのような対策が講じられなければならないのか、また教師はどのような場面のときに法的責任が生ずるのか考えなければならない。

1. 学校事故における教師の注意義務

教師の注意義務がつくされたかどうかを決定する判断は、結果予見義務と結果回避義務との関係にあり、校長及びこれに携わる教師は教育基本法・学校教育法の理念に基づき、過失責任主義のもとに違法性が阻却され、教育活動（体育・スポーツ活動）を行う訳であるが、これを実践するにあたっては次の注意義務が生ずる。

・結果予見義務

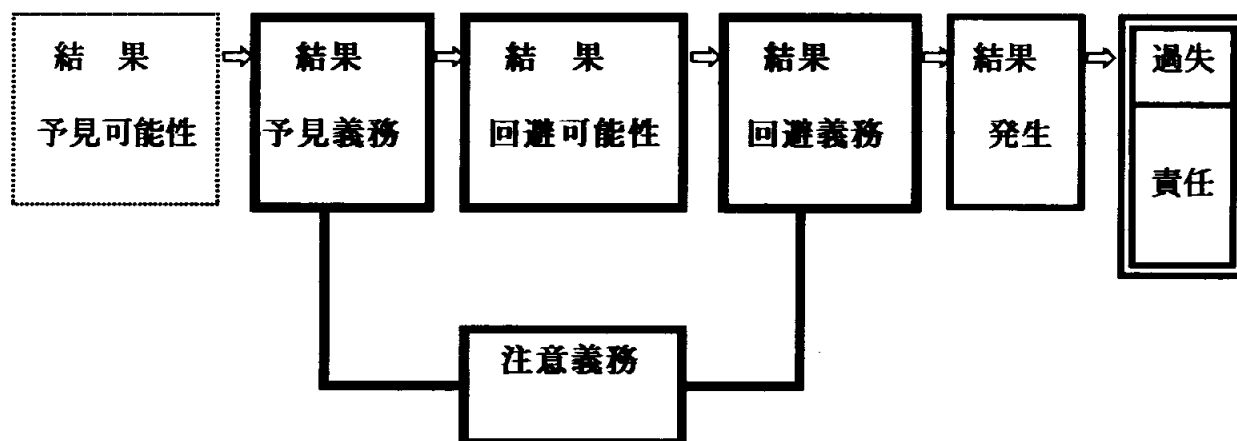
危険を伴う技術を指導する場合には、予めこのことによる事故の発生を未然に防止するための、十分な措置を講じる義務がある。

・結果回避義務

教師は一般的に、学校における教育活動により生じるおそれのある危険から、児童・生徒を保護する義務がある。

この注意義務の構造については、結果予見義務と結果回避義務に分析できる。予見を欠けば回避義務は生じないが、すでに予見義務を果たさなかったということで、注意義務違反の責めは免れない。また、予見義務を果たしたとしてもその予見に基づいた結果を回避しなければ、回避義務を果たさなかったということで、やはり注意義務違反の責めは免れない。このように注意義務は、結果予見義務と結果回避義務の相即不離の関係にある。⁽¹⁾

< 責任の構造 >



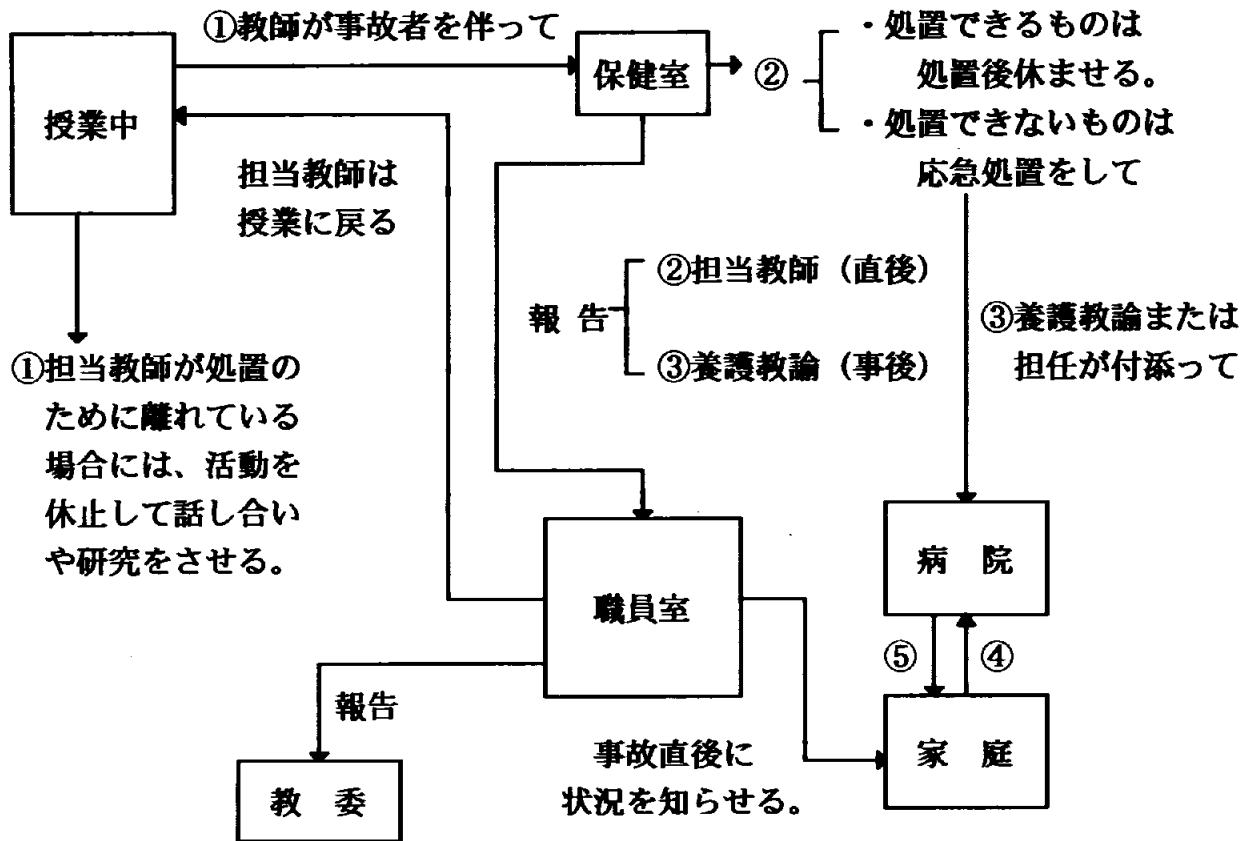
過失と注意義務（文部省体育課判例研究会より抜粋）

2. 事故発生処理

事故の手續上で中心となるのは保健室（または医務室）である。養護または医療の専任者が常勤しているかいないかにより、組織や手續きのしかたも変わってくるが、学校全体の組織の中に、保健の組織を位置づけることはトップマネジメントの責務でもある。

事故が発生し、どのような手續きでどのような処置をしたらよいかを明らかにしておくことは大事なことであり、教師および児童・生徒にもこれを徹底しておくことが必要である。教師や児童・生徒に対する手續きの徹底は、手續きのしかたを決めること以上に重要なことである。従って、学校によって異なるかも知れないが、手續きを確認し合う意味からも、例図のように図式化し職員室に掲示しておくことは一つの有効な方法と言えよう。⁽⁵⁾

授業中の重症とみられる事故の手続きのしかた（中学校の例）⁽⁵⁾



※ ○の番号は手続きの順序を示す。
同番号があるのは、分担して同時に並行して行う。

3. 事故防止の基本的条件

体育・スポーツの事故は、①児童・生徒等の属性的要因（年齢・学年・性別・技能度・健康状態等）、②体育・スポーツ活動の種目による危険度、③体育・スポーツ活動の状況的要因（時間帯・場所・天候等）、④指導者の施した水準やその形態等であるが、これらの要因が複雑に関わりあって事故は発生する。従って、事故防止のための具体的対策は、これらの要因を無視して考えることはできない。⁽²⁾

1) 属性的要因に基づく事故

健康状態の良否は、体育・スポーツ活動の効率に悪影響を及ぼすばかりではなく、事故発生の有無や事故の程度に大きな影響を及ぼし、場合によっては突然死に至る重大な事故に結びつくことがある。そのために学校では健康診断を

はじめ各種医学的検査（尿検査・心電図検査・血色素検査等）を実施し、個々の運動処方を決定しているが、全生徒を把握することはなかなか困難なことであり、特に養護教諭のいない学校では困難を極める。また、てんかん等こどもの持病を持つ家庭では学校に連絡したがない親もあり、事故が起こってはじめて気がつくケースもある。従って、一般的ではあるが家庭・HR担任及び養護教諭等の密接な連携が必要であろう。

児童・生徒の発達段階にある身体は、その程度によりおよその運動負荷（強度、持続時間、頻度）が決まるものである。また、性別による内分泌機能にも男女の差は顕著に現れ、これに適応した運動を行うことは大事なことであり、事故との関連性は深いものと思われる。

2) 体育・スポーツ活動の種目による事故

身に付ける運動着や運動靴等は、元来、動きやすくそのスポーツに適した構造となっており、指導者はまず児童・生徒の事故を未然に防止するためにも、これらを着用させることが大切である。また、ほとんどのスポーツルールは、事故を未然に防ぐ安全のために作られた、最低限度の規則としてとらえることができる。このルールを守らせることも指導者としては当然の義務であり、これを徹底させることは事故を防ぐ意味でも重要なことである。

スポーツはファイティング・スピリットを本分とし、緊張と興奮の入り混じった特別な雰囲気の中で行われることが多く、興奮のあまり勝敗にこだわりルールを犯すことは事故に直結しやすい。このとき審判も厳正かつ公平に行う必要がある。審判が厳正を欠くことは事故発生の原因となる要素が多いからである。⁽³⁾

3) 体育・スポーツ活動の状況的要因による事故

気温、湿度、風向、風速など天候による自然条件は、スポーツ事故の発生に大きな関連があり、属性的要因や実施するスポーツの種目、施設・設備の条件、技術的要因などの複雑なかかわりから事故を起こす要因ともなっている。季節特有の一般的諸要素を無視したスポーツ活動の実施は事故を起こす危険性も高く、重大な事故を起こした例も少なくない。

現代は光化学スモック等による公害も多発しており、大都市およびその周辺地域においては、5月～10月頃が光化学スモック発生時期となっているようである。これによる被害は特に屋外で実施するスポーツとの関連から問題視され、社会的問題ともなっている。従って体育授業をはじめ、学校行事として行う運動会や体育祭等に光化学スモック発生の予報や注意報等が発令されたならば、速やかに屋内に避難するなどの対策も考えておかねばならない。⁽³⁾

また、雨天後や夜間学校における照明下でのスポーツ活動も事故を起こしやすく、指導者は設備や照明度をはじめ、使用するスポーツ器具の点検等にも留意する必要がある。

4) 指導者の施した水準およびその形態による事故

指導者は授業および部活動においても、練習順序の一般的原則（易から難へ、基礎から応用、単純から複雑）に基づいた指導方法が必要である。途中の段階を無視し能力以上のものを行わせることは、事故に直結しやすくこのことが原因で事故を起こした例も少なくない。

しかし、スポーツを行う者にとってみれば少しでも上達したいと願うものである。スポーツ技術の向上は、高度な技術への挑戦であり不可欠でもあるが、それだけに危険を伴うものであり、指導者は慎重に児童・生徒の体力をはじめ技能等を見極める必要がある。また、これに挑戦する児童・生徒にしてみれば自信を持って挑む必要があろう。中途半端な考えでこれに挑戦することは、マイナスの結果となることが多く事故に直結しやすい。ふざけたり、他のことを考えていたり、気乗りしないときなどは思い切り中止する勇気も中止させる勇気も、本人および指導者にとって必要である。

4. 体育・スポーツ事故の安全対策

体育・スポーツ活動は主として実技を通して行われることから、事故が起こりやすく、適切な指導と管理により事故に対する未然防止対策を講ずる必要がある。教科としての体育の授業は安全に学習させることは当然のことであり、特別教育活動（クラブ活動・運動部活動）においても、事故を未然に防止するためにはその原因となる障壁を取り除かなければならない。その障壁は大別すると次のことがあげられよう。

1) 正課授業での事故防止と安全対策

(1) 運動の特性に応じた段階的指導

教科としての体育学習は、体操・スポーツ（器械運動、陸上競技、球技、水泳、武道）・ダンスに大別されそれぞれの特性を持っている。この特性は背中合わせに危険性を内在している。この危険性を回避させ学習効果をあげるには、それぞれの特性と危険性を認識し指導して行くことが必要である。

児童・生徒の体力・技能の把握をせず、学習内容が技術習得先行あるいはその指導内容も技術指導のテクニックに重点があるならば、それは単なる危険に満ちた冒険でしかない。

指導要領では目的はあってもそれは努力目標であり、必ずしも目的を達成させなければならないというものではないのである。授業としての体育は、まず

「安全」を第1に考えるべきであり、そのスポーツの持つ危険性を充分把握・予想し段階的な指導のもとに実践活動を実施させることが重要であろう。

(2) 環境をとりまく潜在危険

体育の学習内容には、運動場の安全に関する事項が含まれ、運動場の危険物の除去、走路やコート of 整備、運動用具の安全点検と整備、体育用具の使い方、体育施設・設備・用具の安全点検および能率的な安全学習隊形の工夫等がある。

例えば体育授業中、走り幅飛びで着地した際、砂中の異物にあたり左前脚を負傷した「津門小学校砂場負傷事件」(神戸地裁尼崎支部判 S,46,5,15 判事 647号 p.74) や、体育の授業中、陸上競技のハードルの練習でアスファルトに頭部を強打し死亡した「区立第六中学校ハードル走中転倒死亡事件」(東京地裁判 S,51,9,13 質疑応答集 p.3695) は、いずれも指導教師の過失を認めた。このように施設・設備・用具の不備による事故、狭い運動場での事故は、回りを取り巻く環境に原因がある場合がある。

(3) 学習者及び指導者

児童・生徒によっては、身体の不調にもかかわらず無理して授業に参加する者もいる。特に内面的症状は指導者にとり発見しにくい。部活動でも同様であるが、学習者は勇気をもって担当教師に症状を告げることが必要であろう。

また、学習者によっては体力面や技術力あるいは種目によっては得手、不得手の差が歴然としていることもあり、授業中でも個々の差はかなり異なる。特に選択制が導入された現在、学習者同士でのいたわり等、指導者は普段から指導する必要がある。

2) 特別教育活動(クラブ活動・部活動)の安全対策

(1) 運動技能の未熟者に対する安全対策と過信による事故

スポーツには、自己能力の限界に挑戦するという意味もあり、このことによる危険を避けては、スポーツ本来の目的は達せられない。従って、これに挑戦することは、ある程度の危険を受忍して参加することになる。この危険とは通常予想される各種スポーツ特有の潜在危険であり、運動技能未熟の者がこれに挑戦し失敗して事故を起こすことはよくあることである。前述した「修猷館高校ラグビー部員練習試合負傷事件」はレベルの高い社会人チームの胸を借りることにより、レベルアップを図り受傷した事例であり、運動部活動の事故はこの種に関するものが多い。

しかし、対外試合の隆盛は年々派手になり、国体はじめ高校総体・全国高校野球大会など小学校から大学までも各種スポーツの全国レベルの大会が開催され、場合によっては国際大会の予選を兼ねる大会も開催している。そのため部活動顧問教師はややもすると勝利至上主義的傾向に走り、部員の技術未熟にも

かかわらず、レベルを高いところへ求め悲惨な事故災害を起こすことがある。

傷害の原因には衝突（人、施設・設備・器具等）・転落・転倒等、多種多様であり、すり傷などの軽傷から廃疾や死に至るまでその幅は広範囲にわたる。

たしかに一部の者に対する選手養成的な育成は教育的主旨から望ましいとはいえないかも知れないが、授業としてはともかく名目ばかりの顧問に対し、スポーツ独特の潜在危険を詳細にして専門外の顧問に責任を追求することは、かなり無理が生ずるのではないかと考えられる。しかし、被害者の立場からは精神・物質的損害は計り知れないものがあり、裁判でも被害者救済の原則から顧問教師にとって苛酷なくらい過失責任が問われているのが現実でもある。このことを指導者はよく知る必要がある。

(2) 施設・設備・用具への過信に対する安全対策

近代スポーツ技術の向上は同時にスポーツ用具等の改良・改革の歴史でもある。かつては陸上競技での棒高跳びは、竹竿が使用されていたのがグラスファイバーになり、着地の際は砂からウレタンマットに変わった。陸上競技のトラックや器械体操での床も改良され、あらゆるスポーツが大なり小なり改良されてきている。そして、その競技に見合う服装やシューズも改良されてきた。この傾向はこれからも続くことと思われるが、事故防止の安全対策と器具・用具の改良は密接な関係にあり、スポーツ技術が向上すればするほど危険性は高くなり、器具・用具の安全性が求められる。しかし、競技者および指導者はこれらの器具・用具を過信してはならない。

例えば、鉄棒で2回転宙返り降りで着地に失敗し、頸髄損傷を負った「尾道学園高校生徒鉄棒練習転落負傷事件」（広島地裁 S,53, 5,23 判時第 911 号 p.148）は、ウレタンマットの安全性を過信したことに原因があった。ウレタンマットは頭から転落した場合、頭を固定して頸椎に強い衝撃を与え死亡事故につながる危険性があると言われている。

3) 学校行事での事故防止と安全対策

学校行事の高等学校指導要領の内容は、学校行事においては、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うとしており、教科学習や部活動とは異なった学習内容である。

特に大勢の児童・生徒が一斉に実施する体育的行事は指導教師の注意も散漫となりやすく、前述した「橋北中学校水泳練習女子生徒集団溺死事件」の如く事故災害への危険性も大きいので周到な計画の基に実施しなければならない。

そのためには、学校全体としての特殊なプログラムを作成し、教師側としては保健体育担当教師（またはこれに変わる担当者）を中心に事故防止のための

組織化を位置づけ、事故責任の明確化、手続きの明確化等が必要である。また、児童・生徒側にも事故防止に関する組織づくり及び自ら実践するよう配慮することが必要である。

文部省においても事故防止の重要性に鑑み、前記の「児童・生徒の体育活動による事故の防止等について」（昭45）の他にも「冬山登山の事故防止について」（昭46）、「水泳等における事故の防止について」（昭46）、「学校の体育行事等における事故防止について」（昭41）など数多くの通達を出している。

5. 学校体育・スポーツの現状

1) 教科における選択制の導入について

中学・高校と体育授業中の選択制が導入された。選択制の導入は、生徒の自主的・自発的活動に重点をおいたことで生涯学習に結びつくものであるが、この目標を達成させるためには、学習内容および学習活動の工夫が必要であり、教師達の努力によりそれなりの成果もあげている。しかし一人の教師が数種類の異なったスポーツを担当するには負担が多く、個々の活動に対しての事故防止の留意は散漫となりやすい。従ってこのための事故防止対策としては、口頭による説明だけで済ませる例も多く事故発生のおそれが生ずる。

また、施設等においても武道場（格技場）が設置されていない学校では、体育館あるいは使用されていない教室（生徒の減少等により使用されていない教室等）の有効利用から、これにマットや畳を臨時に敷いて柔道を実施するなどの工夫をしている学校もみられるが、一般の教室は武道特有の機能を有しているわけではなく、この上で柔道を実施することは危険も大きい。また指導担当教師も大学で柔道を専門的に行ってきた教師ならばいざ知らず、そうでない場合は危険防止の意味から投げ技等は一切禁止している学校もあり、選択制導入目標の疎外要因ともなっている。そのため各教育委員会では保健体育教師等の実技研修等を実施しており、徐々にではあるがその成果をあげている。

狭いグラウンドや体育館で数種の体育・スポーツ活動が同時に展開されると事故も発生しやすい。学校でも事故防止対策として種目別に簡単な柵を設けたり、場所の設定を生徒に守らせるなど工夫をしているが、しかし、こればかりに目標を奪われていると思われぬ事故災害が発生することがある。選択制の導入はいわばクラブ活動のそれに近く事故に対する危険性は高くなるので、担当教師の人員増や適切なる人員配置、施設・設備の充実など問題は多く早急な対応が必要であろう。

2) 施設・設備の安全管理とその対策の現状

S県K市では、予算の許す限り隔年または毎年、夏期休業中より教育委員会

で体育・スポーツ施設・設備の安全点検を専門業者が、次のように各市内の学校を巡回し実施している。そして修復可能な場合は早急に修復し、不可能の場合は新しく購入している。

事務連絡

平成7年8月〇日

各小・中学校長様

教育委員会総務課長

体育器具及び屋外遊具保守点検作業について

このことについて、下記日程により点検作業を行います。点検・作業中は、体育館が使用できなくなりますのでご了承ください。

なお、点検日程に不都合があれば8月21日までに総務課経理係まで申し出てください。

記

月日	曜日	午前	午後	月日	曜日	午前	午後
8月23日	水	〇〇中	〇〇小 〇〇小	9月22日	金	〇〇中	〇〇小 〇〇小
8月31日	木	〇〇中	〇〇小 〇〇小	9月25日	月	〇〇中	〇〇小 〇〇小
9月13日	水	〇〇中	〇〇小 〇〇小	9月26日	火	〇〇中	〇〇小 〇〇小
9月14日	木	〇〇中	〇〇小 〇〇小	9月28日	木	〇〇中	〇〇小 〇〇小
9月21日	木	〇〇中	〇〇小 〇〇小	9月29日	金	〇〇中	〇〇小 〇〇小

このような安全点検は、県教育委員会からの通知により、各市町村単位で実施するものから、各学校単位で実施しているものなど様々であるが、安全のための一定の基準があるわけではない。

また、体育館内は様々な体育・スポーツ器具や用具が用意されている。管理が行き届き大きな倉庫のある学校はともかく、一般的な学校ではこれらの器具・用具は業間時にいつでも児童・生徒等が使用できるよう、普段は器具・用具倉庫に鍵を掛けていないのが一般的である。しかし大きな器械器具（跳び箱・平行棒・マット等）が整理されてはあっても、倉庫内ではなく体育館内にあることは、それだけ館内を狭くするものであり、活動範囲も狭まりこれによる危険性もある。

6. PL法の導入と安全管理

平成7年7月1日より、我が国でもPL法が制定されスタートした。そもそもPLとは（Product Liability）の略で製造物責任法のことである。

体育・スポーツは様々な器具・用具等を用いて活動することが多いが、過去さまざまな体育・スポーツ事故で製造物そのものによる訴訟判決はごく僅かである。またPL法は新しい法律でありこれを直接根拠とする体育・スポーツに関する判例はまだない。

PL法が実施されるということは、メーカーの責任が問われることであり、この意味においては学校側の過失責任はかなり軽減されることと思われるが、どこまで軽減されるのか新たな問題が起こってくることが予想される。しかし、学校は教育の場であることから、単に責任転化を問題とすることは一考を要するところでもあろう。⁽⁴⁾

1) 学校体育教材とPL法

教材という言葉は、体育教材をはじめ国語教材、実験教材、視聴覚教材、教材基準等というように多様な使い方がなされているが、一般的に学校で体育教材として使用する用具は、学校体育用品基準^(註1)をクリアした検定品を原則として使用している。しかし、この検定品は安全基準もあるが、主として児童・生徒等の学習効果をねらった教材としての価値が強い。

メーカーは文部省告示による学校体育用品基準に従い、体育教材を製造するのであるが、この場合文部省告示の安全基準とPL法での安全基準は異なる面が多く、この意味においてはメーカーの責任はなくなり文部省の責任となるから、従来通り学校側の注意義務違反として教師の過失責任が問題となることと思われる。しかし、PL法に基づく安全基準において製造されたものであるならば、メーカー側の責任が追求されることも予想される。

2) 中古・再生製品とPL法

製品は一度でも使用すれば程度の差こそあれ、中古品扱いされるのが一般的である。スポーツ製品もこの意味では同様であり、いくら製品管理がよくても

使用度数が高ければ、製品の消耗は早く製品の傷みも激しい。一般的にスポーツ製品はボールやラケット等の消耗品が多く、やがては消却されることになるが、場合によってはリサイクルされ再度使用されることがある。

学校では器具・用具等大切に使用しており、大きな修理や廃棄物はともかく予算の都合上、一時的にしろ教師が修復して使用するケースは多く、このことから事故が発生することは充分あり得る事である。仮にこの製品が元の製品の一部に原因があった場合にはメーカーの責任が追求されるが、リサイクルされたことが原因で事故が発生した場合には、リサイクルした再生行為者に責任があることになり、修復するにも慎重な検討が必要であろう。(4)

7. 事故災害者への対応

事故が起こり、当事者間との間にわだかまりが生ずると、様々な問題が表面にでてくる。そして最悪の場合は訴訟ということになるが、例えその事故が死に至る場合でも訴訟を免れることがある。このことは当事者間の普段の対応及び事故後の対応が重要な要素となる。特に事故後の対応は学校側が一丸となり、起こった事故に対し誠意と責任ある態度で望む必要がある。

T県U工業高校では、過去柔道部活動の練習で死に至った事故が発生したが、保護者が落ち着くまで幼い子どもをクラス担任が引き取り育てたということである。また現在、A高校ボクシング部活動の練習試合で負傷し生死の境で入院している生徒の例では、保護者に対する対応も誠意を尽くし、(例えば修学旅行や各種スポーツ大会でのみやげ品や記念品を入院生徒に買ってくる等)訴訟までには至っていない。

このような事例は他にも多くあるだろうと思われるが、被害者及びその保護者との対応の窓口は一つにするのが一般的であり大切なことである。このことは各教師が被害者及びその保護者を心配するあまり、それぞれの思惑から勝手な言動や行動をとることは誤解を招くこともあり厳に慎むべきであろう。

8. 体育・スポーツ事故防止における教育現場での配慮

すでに事故事例の検討から事故防止の対策は述べているので、まとめとして一般的なことを簡単に記したいと思う。

まず第一の配慮としては、児童・生徒の健康状態の把握である。日本体育・学校健康センターの統計からも突然死は多く、内面的な疾病は専門家さえ中々発見することは困難であることから、せめて毎年実施される健康診断の重視は最低限必要であろう。また、この結果報告も保護者に対して連絡することも大切なことである。

第二としての配慮は、スポーツを実施する前の準備運動及びウォーミングア

ップの必要性である。冷えは筋の十分な活動を妨げるばかりではなく、スポーツ障害の発生につながりやすい。⁽⁶⁾

第三としての配慮は、バランスのとれた十分な栄養と睡眠の条件である。疲労の蓄積は注意が散漫となり各種の事故発生の原因となるからである。⁽⁶⁾

第四の配慮としては、各種スポーツの特性をよく知る必要がある。スポーツの特性を知るとは、事前にどのような障害が起こるかおおむね見当がつくものであるから、練習後も障害の発生しやすい部分を定期的に検査し留意することは、大事の前の小事であり早期発見にも役立つ。

第五としての配慮は、段階的指導にある。早急に上達することにとらわれると、障害の発生を多くするばかりではなく、取り返しのつかない事故に結びつくことになる。基礎体力は常日頃の補強運動から培われるものであり、これが上達への早道と考えるべきと思う。

第六としての配慮は、器具・用具への配慮である。器具・用具の普段の手入れや管理は馴れという意味からも、ある程度の危険は避けられるものと思われる。例えば器具においては鉄棒一つにしても、管理が悪いと滑りやすくまたその逆もあり、落下したり掌の皮膚が剥がれたりする。また用具でも自己の履くシューズ一つにしても、自己管理が不十分のため思わぬ傷害を起こすこともある。

第七としての配慮は、児童・生徒の係活動までの詳細な組織づくりとその運用である。特に体育・スポーツ活動での学校行事では一人の教師が全体を網羅することは困難であることから、全校一丸となった特別な組織作りが必要となる。組織の中で各人が責任を持ち、能率的・合理的に運用することは事故防止の重要な役割でもある。

各教育委員会でも、各学校の現状を考え事故防止に関する通達等を行っているものの、詳細な各学校の事故防止対策の指導までには及ばない。身体活動を通し体育・スポーツ活動を実施する以上、このような対策は指導者も学習者も最低限知る必要があり守らねばならない。

スポーツ技術の向上は施設・設備及び器具・用具の完備と深く結びつくものがあり、この傾向は大規模校に顕著に見られ、施設整備も年々向上しているが、事故災害が起こらないとは限らない。例え小規模校であっても、指導者の創意・工夫次第で体育・スポーツ活動の萎縮をすることなく、児童・生徒が伸び伸びと活動している光景を認めることもできる。

事故の法的責任を云々するまでもなく、教師はまず児童・生徒の安全を確保する義務があることから、仮に事故の結果が小事であったとはいえ、道義的責任を十分に感じる事が指導者の第一歩であり、その意を表すよう心掛けるべきであろう。

(注1)

学校体育用品の規格・構造の基準で、昭和35年6月2日文部省告示で公布された。それまでは定時制高校の「保健体育科」の設備基準(昭和29年文部省令第32号、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行規則の中にある)が示されている以外に法的定めはなかった。小学校学習指導要領(昭和28)及び中学校・高等学校の指導要領(昭和26)にも一応の標準例として各種の用具の名称と数量が学級数に応じてあげられている。(新修体育大辞典 不味堂)

< 引用・参考文献 >

- (1) 文部省体育課判例研究会編「体育・スポーツ事故と裁判」, p.5, 1973.
- (2) 諏訪伸夫「私学と裁判」教育開発研究所, p.291,325, 1983.
- (3) 早川芳太郎・西田泰介・野沢要助・石井紳三編「体育・スポーツの事故と対策」第一法規, p.16~24, 1974.
- (4) 石田慈洪「PL法施行に伴う体育・スポーツ指導者の事故責任の研究」
日本体育・スポーツ行財政研究会紀要, 第4号, 1995
- (5) 高島 稔「現代学校体育大辞典」(1.体育経営)大修館, p.589~592, 1973.
- (6) 佐藤 宏「スポーツ障害」杏林書院, p.198, 1973.